

# 公 示

第五管区海上保安本部長公示第 14 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 6 年 7 月 23 日

第五管区海上保安本部長

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

(1) 名 称 徳島県東部県土整備局

(2) 住 所 徳島県徳島市南末広町 6 - 36

2 水路測量を実施する区域及び期間

(1) 区 域 今津坂野海岸（別添付図のとおり）

(2) 期 間 令和 6 年 9 月 1 日から

令和 6 年 9 月 30 日まで

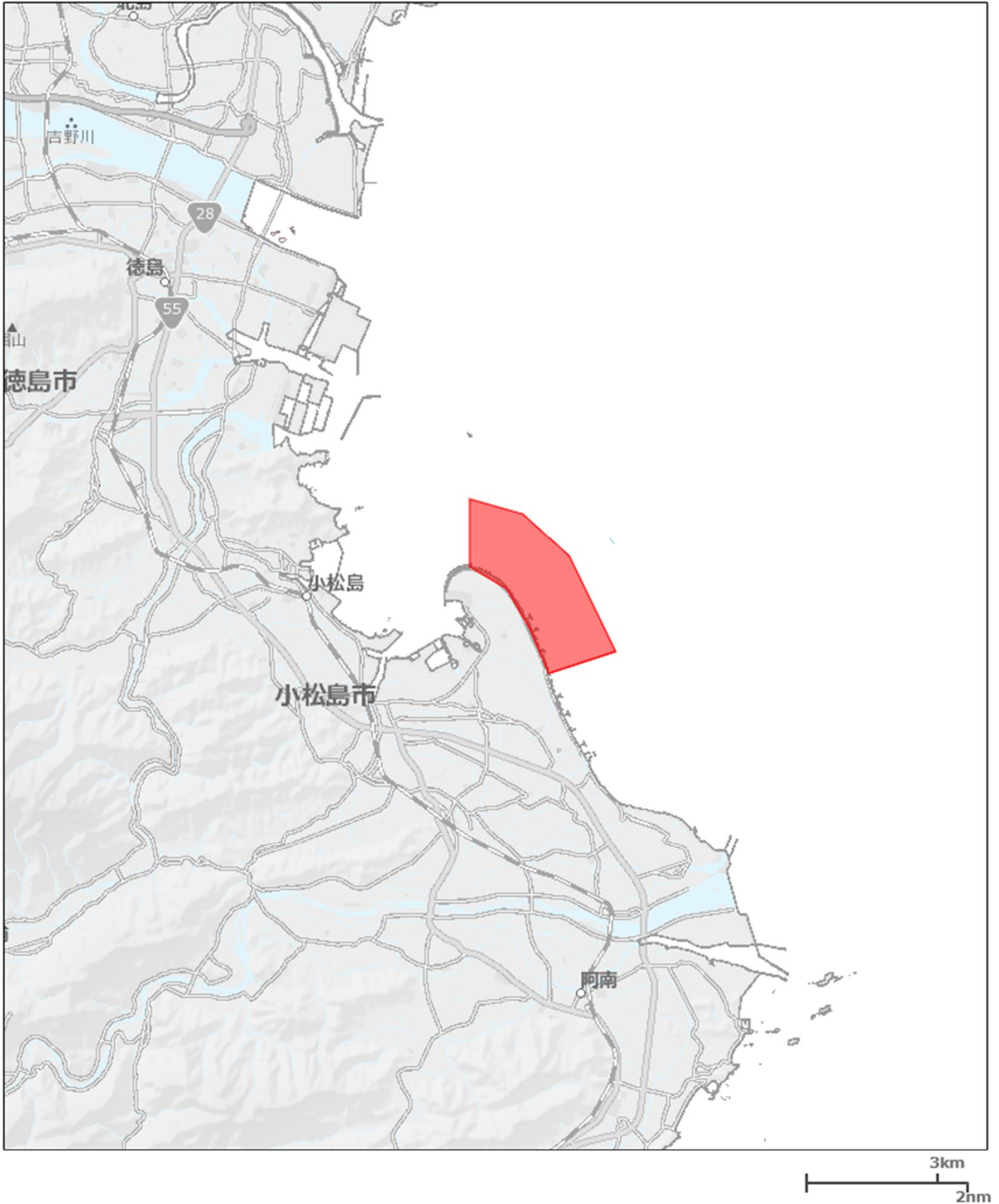
3 水路測量の実施方法

GNSS による測位、音響測深機による測深を実施する。

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識を掲揚する。

# 付図



海上保安庁(JCG)、(C) Esri Japan

 : 測量区域

出典: 海洋状況表示システム  
(<https://www.msil.go.jp/>)